

別添 2

金融商品取引法の施行等に伴う親会社等の定義の見直しについて

平成19年10月31日

関連当事者の開示に関する会計基準（以下「関連当事者会計基準」という。）の適用に伴い、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が平成19年9月30日から施行され、これにより「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）が改正されました。

従来、親会社となるのは「会社」のみに限定されていましたが、この改正により、親会社の範囲が拡大され、新たに「組合」及び「会社や組合に準ずる事業体」（以下「組合等」という。）が親会社に該当するものとして追加されることとなり（改正後財務諸表等規則第8条第3項参照）同様の改正がその他の関係会社の範囲についてもなされています（改正後財務諸表等規則第8条第8項参照）。また、親会社の異動に係る臨時報告書の提出事由についても、財務諸表等規則の改正に伴い、同様に親会社の範囲が拡大されました。

当取引所が親会社及びその他の関係会社（以下「親会社等」という。）に関して、上場・非上場の別を問わず、開示を義務付けているものとして、有価証券上場規程において以下のイ及びロが定められていますが、財務諸表等規則上の親会社等の範囲変更に伴い、親会社等に関する開示の対象の範囲が一部変更されることとなりますので、お知らせします。（非上場の親会社等の開示については、後述の「参考」をご参照ください。

【有価証券上場規程上、親会社等に関して開示が義務付けられているもの】

- イ．親会社等の異動に係る開示（有価証券上場規程第402条第1項第2号g）
- ロ．親会社等に関する事項の開示（有価証券上場規程第411条）

開示対象の範囲について

「イ．親会社等の異動に係る開示」及び「ロ．親会社等に関する事項の開示」について、財務諸表等規則上の「親会社等」の範囲変更に合わせて開示対象の範囲が拡大されます。したがって、「組合等」が「親会社等」に該当することとなった場合は、それが判明した時点で「イ．親会社等の異動に係る開示」を行うとともに、非上場の親会社等の変更通知書を提出する必要があります。さらに、毎事業年度経過後3か月以内に「ロ．親会社等に関する事項の開示」を行う必要があります。なお、非上場の親会社等の変更通知書については、本通知による

親会社等の範囲の見直し等に伴い、本通知に添付された様式に変更しておりますので、変更後の様式によりご提出ください。

また、従来、「会社」に該当しないことを理由に親会社等に該当するものとしなかった「組合等」が、改正後の財務諸表等規則において「親会社等」に該当することとなった場合も、同様の開示が必要となります。この場合の開示時期については、次の項目「適用時期について」に記載しておりますので、ご注意ください。

なお、イ．及びロ．の開示を行う際の開示事項については、例えば「資本金」を「出資金」と読み替えるなど、親会社等の形態に合わせ、適当な項目で記載してください。

適用時期について

「親会社等」の範囲変更に関する財務諸表等規則の改正の適用時期については、その附則において、原則として、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることとなっておりますが、平成19年4月1日以後開始する事業年度のうち、施行日以後に提出する有価証券報告書等に添付される財務諸表について早期適用することが認められています。

ここで、親会社等の範囲変更に関する改正の適用時期は、関連当事者会計基準の適用時期（親会社等の範囲変更に関する財務諸表等規則の改正の適用時期と同様）に合わせて取り扱うこととなります。

したがって、イ．及びロ．の開示に関する適用関係は、関連当事者会計基準の適用時期により以下のとおりになりますので、その時点での開示を失念することのないよう、十分にご留意ください。

(1) 関連当事者会計基準を早期適用し、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用する場合

改正有価証券上場規程の施行日である平成19年11月1日と、早期適用しようとする事業年度の初日のいずれか遅い日（以下この(1)において「適用日」という。）から適用されます。なお、財務諸表等規則の改正により新たに親会社等に該当することとなる親会社等については、当該適用日に親会社等の発生を認識するものとして取り扱います。したがって、イ．の開示については、適用日後速やかに開示し、併せて非上場の親会社等の変更通知書を提出してください。

(2) 関連当事者会計基準を原則適用し、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する場合

平成20年4月1日以後開始する事業年度の初日から（以下この(2)において「適用日」という。）から適用されます。なお、財務諸表等規則の改正により新たに親会社等に該当することとなる親会社等については、当該適用日に親会社等の発生を認識するものとして取り扱います。したがって、イ．の開示については、適用日に開示し、併せて非上場の親会社等の変更通知書を提出してください。

以上

参考

当取引所が、非上場の親会社等に関して、開示を義務付けているものとして、有価証券上場規程において以下の八．及び二．が定められています。

【有価証券上場規程上、非上場の親会社等に関して開示が義務付けられているもの】

- 八．非上場の親会社等における決定事実、発生事実に係る開示（有価証券上場規程第406条第1項第1号、同項第2号）
- 二．非上場の親会社等の決算の内容（本決算、中間決算）が定まった場合の開示（有価証券上場規程第406条第1項第3号）

金融商品取引法における親会社等状況報告書を提出すべき親会社等の範囲が従来どおりで変更されていないことを考慮し、非上場の親会社等に関する開示（八．及び二．）については、従来どおり、その対象を「会社」のみに限ることとし、「組合等」は、開示対象の範囲から除くこととします（イ．及びロ．の開示とは異なります。）。したがって、「組合等」が財務諸表等規則上の「親会社等」に該当する場合においても、「八．非上場の親会社等における決定事実、発生事実に係る開示」及び「二．非上場の親会社等（親会社、その他の関係会社）の決算の内容（本決算、中間決算）が定まった場合の開示」の開示対象とはならない点にご留意ください。

【開示対象となる非上場の親会社等について】

<開示対象となる非上場の親会社等>

- ・ 「親会社等」とは、原則として、親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社）及び上場会社が他の会社等の関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社）である場合における当該他の会社等（財務諸表等規則第8条第8項に規定する「その他の関係会社」と同義）のことをいうものとしています。
ただし、非上場の親会社等に関する決定事実、発生事実に関する開示及び非上場の親会社等の決算の内容が定まった場合の開示の対象となる非上場の親会社等の範囲には、財務諸表等規則の定めに関わらず「組合」及び「会社や組合に準ずる事業体」は含まず取扱うこととしています。
- ・ 当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は以下a～cに該当する場合には、当該親会社等に係る会社情報の開示を要しません。

[非上場の親会社等に係る会社情報の適時開示を要しない場合]

- a．当該親会社等が外国の証券取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている株券（預託証券を含む。）の発行者である場合
- b．当該親会社等について上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が親会社等について開示すべき事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合
- c．その他当取引所が適当と認める者である場合

上記a～cに該当する場合であっても、新規上場時において会社情報の開示に係る確約（上場審査等に関するガイドライン 5.(4)b又は 2.(4)bによる確約）の対象とした親会社等であるときには、開示が必要となります。）

bのケースに該当する場合としては、例えば、上場会社の株式の買占めを行った敵対的買収者が親会社等に該当することとなるような場合であって、上場会社が当該親会社等の会社情報を把握することが困難なケースが想定されます。この規定の適用を受けて当該親会社等に係る会社情報の開示を行う必要がないとされた上場会社は、決算期末後3か月以内に行われる親会社等に関する事項の開示において、当該免除を求めるにあたって東証に提示した理由を開示してください。

- ・ 非上場の親会社等に変更がある場合¹には、その旨及びその理由を記載した書面を提出していただきます。また、このうち「開示対象となる非上場の親会社等」に変更がある場合には、その旨の開示を行っていただくようお願いします。この場合、「親会社等」と「当該上場会社」で、関連する決定、発生事実が発生している場合には、連名で開示していただくことも可能です。

¹ 例えば、親会社等の異動や親会社等の新規上場、上場廃止等により開示対象となる親会社等が他社に変更になる場合や、開示対象となる親会社等がなくなる場合、新たに親会社等を有することになる場合などをいいます。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている場合を除きます。

<親会社等が複数ある場合の取扱い>

- ・ 親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等1社が適用の対象となります。その影響が同等であると認められるときは、そのうち上場会社が選択したいずれか1社が適用の対象となります。なお、親会社等が複数ある場合には、上場会社の事業年度経過後3か月以内に開示される親会社等に関する事項の開示において、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等の商号又は名称及びその理由（上場会社に与える影響が最も大きい会社等が複数ある（影響が同等である）場合は、そのすべての会社等について記載し、影響が同等である理由）を記載する必要があります。
- ・ 親会社等が複数ある場合における上場会社に与える影響を判断するにあたっては、上場会社の意思決定や事業活動に与える影響の大きさについて検討することになります。一般的には、議決権（間接保有を含む。）をより多く有している親会社等や、最終的な影響力を行使し得る立場にあり、企業グループとしての方向性を決定できる資本上位会社である親会社等が、影響が最も大きいものと考えられます。ただし、形式的にそのような立場にあっても影響力が実際には行使されず、議決権所有割合の少ない親会社等や、相対的に資本下位会社であっても人事、取引等の関係を通じて日常的な意思決定や事業活動に影響を与えることができる親会社等が、むしろ影響が最も大きいものと考えられる場合も想定されますので、決算発表時における親会社等に関する事項の開示や適時開示対象となる非上場の親会社等の変更に関する東証への通知においては、上場会社の意思決定や事業活動に与える影響について、各社の実状に照らして、総合的に勘案して判断してください。
- ・ 複数の親会社等について、各観点からそれぞれ影響の大きな親会社等が異なり、総合的に影響が最も大きい会社等が明確でないと考えられる場合には、影響が同等であるとし、その理由として、それぞれの親会社等の上場会社に与える影響について記載してください。

<親会社等との連絡体制の整備等>

- ・ 非上場の親会社等に関する会社情報を開示しなければならない上場会社は、当該親会社等の会社情報を適切に把握・管理できるよう、当該親会社等との連絡体制を整備するなど、適切な開示体制の構築に努めていただくようお願いします。